

2 都市農村共生・対流総合対策交付金 [新規] 【1,950（一）百万円】

対策のポイント

農山漁村の持つ豊かな自然や「食」を観光、教育、健康等に活用する、集落連合体による地域の手づくり活動を支援し、都市と農山漁村の共生・対流を推進します。

<背景／課題>

- 農山漁村においては、人口の減少・高齢化や社会インフラの老朽化等に伴い、地域コミュニティの活力が低下し、地域経済が低迷する一方、消費者・都市住民においては、付加価値の高い観光、教育、健康づくり等に対するニーズが増大するとともに、東日本大震災を契機に、地域の絆を重視する傾向が生じています。
- このような状況を踏まえ、農山漁村の持つ豊かな自然や「食」を観光、教育、健康等に活用しながら、都市と農山漁村の共生・対流を強力に推進し、農山漁村における所得や雇用の増大により地域活性化と地域コミュニティの再生を図っていくことが重要です。
- このため、集落が市町村、NPO等多様な主体と連携する集落連合体を各地で立ち上げ、関係省庁連携の下、地域の特性に応じて、農山漁村の持つ豊かな自然や「食」を観光、教育、健康等に活用する地域の手づくり活動を総合的に支援していく必要があります。

政策目標

全国300地域において、都市と農村の共生・対流を通じた所得・雇用の増大を実現（平成25～29年度）

<主な内容>

1. 集落連携推進対策

中山間地域や平場農業地域を中心に、集落連合体が取り組む「食」を活用したグリーン・ツーリズム、子どもから社会人までを対象とした農山漁村の体験教育、「農」を活用した健康づくりなど、農山漁村の持つ豊かな自然や「食」を観光、教育、健康等に活用する地域の手づくり活動を支援します。

補助率：定額（1地区当たり上限800万円 等）
事業実施主体：地域協議会、農業法人、NPO等

2. 人材活用対策

農山漁村の持つ豊かな自然や「食」を観光、教育、健康等に活用する地域の手づくり活動の推進のため、地域外の人材や意欲ある都市の若者を長期的に受け入れる取組を支援します。

補助率：定額（1地区当たり250万円）
事業実施主体：地域協議会、農業法人、NPO等

3. 施設等整備対策

農山漁村の持つ豊かな自然や「食」を観光、教育、健康等に活用する地域の手づくり活動に必要な拠点施設の確保のため、空き家、廃校等の補修等を支援します。

補助率：1/2等（1地区当たり上限2,000万円、上限なし）
事業実施主体：地域協議会、農業法人、地域協議会の構成員（市町村等）等

4. 広域ネットワーク推進対策

都市と農山漁村の共生・対流を広域的に推進するため、全国及び都道府県単位で人と情報のネットワークを構築し、関係省庁の連携の下、都市と農山漁村のニーズのマッチング、アドバイザー等の派遣、情報の受発信等の取組を支援します。

補助率：定額
事業実施主体：都道府県、民間団体、NPO等

お問い合わせ先：

農振興局都市農村交流課 (03-3502-5946(直))
農振興局中山間地域振興課 (03-3502-6005(直))

3 「農」のある暮らしづくり交付金 [新規] 【550（-）百万円】

対策のポイント

都市及び都市近接地域において、「農」を楽しめる暮らしづくりを推進します。

<背景／課題>

- ・社会の高齢化・成熟化が進み、国民の意識が多様化する中、都市で暮らす人々の中では「農」のある暮らしを楽しみたいというニーズが高まっています。
- また、東日本大震災を経て、防災の観点からも都市とその近接地域の農地を維持・活用すべきとの主張が広がっています。
- ・しかしながら、現状において、住民が「農」にかかる機会は十分に確保されておらず、また、**都市農地を地震や水害への備えとして活用する取組も遅れています。**
- ・このため、都市やその近接地域において「農」を楽しめる暮らしづくりを推進していく必要があります。

政策目標

**都市的地域における市民農園の区画数の拡大
(15万区画 (23年度) → 20万区画 (29年度))**

<主な内容>

1. 「農」のある暮らしづくり推進対策

都市の住民が「農」と触れあう機会を増やしていくため、**住民、NPO、農業者等が取り組む多様な活動や付随する簡易な施設の整備を支援します。**
 補助率：定額（1地区当たり上限400万円）
 事業実施主体：民間団体、NPO、市町村等

2. 「農」のある暮らしづくり整備対策

「農」を楽しめる暮らしづくりに必要な①市民が多様な目的で「農」と関わるための施設（市民農園、屋上・河川敷菜園、障害者雇用農園等）、②地元産農産物の生産・加工・流通を促進するための施設、③「農」の持つ公益的機能を維持増進するための施設等について、その整備に要する経費を支援します。

補助率：1/2以内
 事業実施主体：農園開設予定者、NPO、特例子会社、社会福祉法人、農業法人、認定農業者等、市町村等

3. 「農」のある暮らしづくり支援対策

「農」を楽しめる暮らしづくりを全国で推進するため、**専門家の派遣、都市農業関係情報の整備、効果的な情報提供手法の開発等の活動を支援します。**

補助率：定額（1件当たり上限1,000万円）
 事業実施主体：民間団体、NPO等

〔お問い合わせ先：

農村振興局都市農村交流課

（03-3502-0033（直））〕

1.1 障害者優先調達推進法について

(1) 施行に向けた準備等

①地方公共団体が定める調達方針と国が定める基本方針の関係について

地方公共団体における調達方針の策定については、法律上、「基本方針に即して」作成する義務はない。一方、調達方針策定に当たって、参考例を示していただきたい旨の御要望も一部から厚生労働省にいただいているところである。

地方公共団体等における調達方針の項目としては、法定の事項のほか、以下の事項が想定されるが、地域の実情に即して、検討いただくものであるので、御留意いただきたい。

(参考となる事項)

- ・ 庁内における調達方針の対象範囲
- ・ 調達実績の公表について
- ・ 共同受注窓口について
- ・ 官公庁から障害者就労施設等に対する情報提供
- ・ 公契約における障害者の就業を促進するための措置
- ・ 当該調達方針に基づく担当窓口
- ・ その他留意すべき事項 等

なお、厚生労働省においては、この法律の施行後、できるだけ早い段階で基本方針を策定できるよう準備しているところであるが、各地方公共団体の調達方針策定に当たっては、この法律が円滑に施行されるよう、基本方針を待つことなく、事前に準備を進められたい。

②調達方針の策定と公表

昨年 10 月の障害保健福祉関係主管課長会議においては、4 月の法施行後なるべく早い時期に調達方針を公表できるよう、調達方針案の作成、契約担当部局との連携・調整、庁内への周知と協力依頼等について準備を進めていただくようお願いしたところである。

引き続き、法施行後なるべく早い時期の調達方針の策定・公表のため、関係団体の意見交換等必要な準備を進めていただくようお願いする。

③全庁的な取組体制の確立

障害者優先調達推進法では、地方公共団体において、障害者就労施設等の受注機会の増大を図るため、調達方針の作成（供給物品及び目標について定める）・公表、当該方針に基づく物品等の調達、実績の取りまとめ・公表が求められている。

地方公共団体における物品等の調達は、様々な分野で行われることから、この法律の施行に際しては、契約主体となり得る全ての行政組織において、優先的な調達に努める責務が課されることに対する理解が不可欠である。

このため、法の施行を実効ならしめるために、地方公共団体においては、福祉部局による取組のみでなく、契約担当部局にも理解を求め、全庁的に取り組んでいただく必要があるので、連携体制が十分でない都道府県・市町村におかれても早急な対応をお願いしたい。

あわせて、円滑な施行に資するよう、管内市町村等に改めて周知を図つていただきようお願いしたい。

なお、全国知事会、全国市長会、指定都市市長会、全国町村会にも、全庁的な周知の必要性を御理解いただき、その属する地方公共団体宛てに各団体より通知を発出する等の対応をしていただいたところである。

(関連資料1(95頁))

④障害者就労施設リストの情報提供について

先般10月の障害保健福祉主管課長会議でお伝えしているとおり、厚生労働省では、平成24年度の障害者総合福祉推進事業において「障害者就労支援事業所が官公需を円滑に受注するための調査」を実施したところであります。全国社会福祉協議会において収集した障害者就労支援事業所等に係るデータについては、来月下旬を目途に各都道府県に情報提供する予定である。

都道府県においては、いずれかのホームページにおいて情報提供いただきようお願いしたい。

なお、厚生労働省のホームページから、各都道府県のホームページに掲載されているリストにリンクをはることを予定しているところである。

⑤官公庁における発注の参考事例について

これまで、障害者就労施設等への優先的な発注について、地方自治法施行令の改正等を機に、既に積極的に取り組まれている地方自治体がある一方で、これまで取組がされてこなかった地方自治体においては、どのような品目等を発注すれば良いかわからないといった声も聞かれる。

物品購入の例としては、庁用物品（ゴム印、時計、テーブル、表示板、作業服、書類保管箱等）、大会等各種記念品（木工製品、しおり、石けん、コースター、漆器製品等）、啓発用物品（手芸品、陶芸品、紙製品）、花苗、国道除草効果花苗（グランドカバー）、ハーブ、園芸資材などがあり、役務提供の例としては、印刷（封筒、名刺、割引証、各種様式、記念誌、広報啓発用ポスター・のぼり等）、会議のテープ起こし、クリーニング、公共施設の清掃・除草等があることをこれまで通知等でお知らせしてきたところである。

また、官公庁が比較的取り組みやすい事例として、公立施設等の駐車場

の料金徴収、リサイクルごみの回収業務、会議用の弁当の発注、病院等や学校給食用の白衣製作、重要書類の廃棄（裁断）、公用車の洗車、地方公共団体の点字版などの点字出版物製作などの取組があると聞いている。

さらに、最近の新たな取組としては、学校給食用の野菜の生産・販売といったものや、「使用済み小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」等の動向を踏まえた小型電子機器の回収・解体といったものも出てきている。

各都道府県におかれては、これらの事例を参考とされるとともに、管内市町村にも参考としていただくよう周知をお願いしたい。

（関連資料2（100頁））

なお、調達物品や役務等を検討する上で、都道府県や市町村と事業所団体の意見交換会を開催することも有効であり、さらに、民需への拡大も考慮すれば、商工団体なども交えた取組が有益であるので、積極的に意見交換等を開催するようお願いしたい。

⑥運用に係る留意事項について

ア 共同受注窓口の取扱い

共同受注窓口は大量の受注への対応の際などにおいて大変有効であるが、現在様々な形態があると承知している。

共同受注窓口を通じた物品等の調達が発注側である官公庁と障害者就労施設等との契約である場合は障害者優先調達推進法の対象となるが、個々の障害者就労施設等からの直接の調達とならない場合であっても、障害者就労施設等で構成され、契約主体となる共同受注窓口は、障害者優先調達推進法における障害者就労施設等に準じて取り扱うこととしているので、各地方公共団体におかれても、同様な取扱いをお願いしたい。

また、一部の地方公共団体においては、地方自治法施行令上、地方公共団体の長の認定により、共同受注窓口を随意契約の対象とする方向で検討を進めていると聞いており、そのような取扱いも有効と考えている。

このような取組も参考に、各都道府県におかれては、積極的に共同受注窓口設置を御支援いただき、活用を図っていただきたい。

イ 基準該当就労継続支援B型事業所の取扱い

基準該当就労継続支援B型事業所である生保・社会事業授産施設については、法律第2条第2項第1号に掲げる施設に当たるので、優先調達推進法の対象施設として取り扱われるよう、管内市町村に周知を図るとともに、就労継続支援B型等と同様、官公需の発注の対象として対応願いたい。

⑦調達実績のとりまとめに関する協力依頼

法律の効果測定や今後の施策の検討に資するよう、調達実績の提出をお願いする予定(初年度である平成 25 年度分の調達実績の提出については、平成 26 年 4 月以降) である。

その際、管内市町村、地方独立行政法人分については、各都道府県にて取りまとめをお願いすることとなり、その内容としては、「物品」、「役務」ごとの調達件数、金額及び主な調達品目等を想定しているが、詳細については追って今年度内に通知する予定である。

(2) 政令の制定について

「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律施行令（平成 25 年政令第 22 号）」については、本年 1 月 30 日公布されたところであり、法律と同様、本年 4 月 1 日から施行されることから、各都道府県、指定都市、中核市におかれては、管内市町村や事業所等に周知を図られたい。

(3) 発注促進税制の延長及び周知について

本年 1 月 29 日に、「平成 25 年度税制改正の大綱」が閣議決定されたところである。発注促進税制については、その適用期限が 2 年延長されることとなっている。

各都道府県、指定都市、中核市におかれては、管内市町村や事業所等の周知だけでなく、発注側の企業等に対する周知も図るなど、この制度がより一層活用されるよう協力いただきたい。（企画課資料参照）

(関連資料 3 (101 頁))

事務連絡
平成25年1月24日

各都道府県全国知事会連絡員様

全国知事会 調査第二部

優先調達推進法の周知に関する協力について

標記について、厚生労働省社会・援護局長から依頼がありましたのでお知らせいたします。契約所管部署、福祉所管部署及び関係部署への周知を行っていただきますようお願いいたします。

担当 全国知事会調査第二部 大竹
TEL 03-5212-9131
FAX 03-5210-2020
E-mail otake@nga.gr.jp



社援発 0110 第4号
平成25年1月10日

全国知事会会長 殿

厚生労働省社会・援護局長
村木 厚子

優先調達推進法の周知に関する協力について（依頼）



平素は、障害保健福祉行政に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「優先調達推進法」という。）につきましては、平成24年4月18日に衆議院厚生労働委員長から提出され、同月26日衆議院で可決、6月20日に参議院で全会一致により可決成立し、同月27日に公布され、平成25年4月1日に施行されるところであります。

この法律では、地方公共団体の責務として、障害者就労施設等の受注機会の増大を図るための措置を講ずるよう努めることが定められるとともに、

- ・ 障害者就労施設等から調達を行う物品等及びこの調達の目標について定めた調達方針の作成と公表
 - ・ 当該方針に基づく物品等の調達実績の取りまとめと公表
- が求められております。

地方公共団体における物品等の調達は、様々な分野で行われることから、この法律の施行に際しては、契約主体となり得る全ての行政組織において、優先的な調達に努める責務が課されることに対する理解が不可欠であると考えております。

つきましては、各都道府県の契約担当部局と福祉部局とが連携・協力し、各都道府県庁内の各部局はもとより、出先機関や関係施設等に対しても同法の理解・周知を図り、障害者就労施設等からの優先的な調達を推進していただきますよう、各都道府県に対する周知に御協力をお願い申し上げます。

なお、法律の概要につきましては、別添パンフレットのとおりです。



社援発 0214 第2号
平成25年2月14日

指定都市市長会会長 殿

厚生労働省社会・援護局長
村木 厚子



優先調達推進法の周知に関する協力について（依頼）

平素は、障害保健福祉行政に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「優先調達推進法」という。）につきましては、平成24年4月18日に衆議院厚生労働委員長から提出され、同月26日衆議院で可決、6月20日に参議院で全会一致により可決成立し、同月27日に公布され、平成25年4月1日に施行されるところであります。

この法律では、地方公共団体の責務として、障害者就労施設等の受注機会の増大を図るための措置を講ずるよう努めることが定められるとともに、

- ・ 障害者就労施設等から調達を行う物品等及びこの調達の目標について定めた調達方針の作成と公表
 - ・ 当該方針に基づく物品等の調達実績の取りまとめと公表
- が求められております。

地方公共団体における物品等の調達は、様々な分野で行われることから、この法律の施行に際しては、契約主体となり得る全ての行政組織において、優先的な調達に努める責務が課されることに対する理解が不可欠であると考えております。この点につきましては、昨年10月に開催しました障害保健福祉関係主管課長会議の周知のほか、全国市長会会長にも周知のお願いをしているところですが、障害保健福祉関係部局のみならず、契約担当部局をはじめ調達にかかわる全ての部局の取組が必要であり、多くの障害者就労施設等を有する指定都市におかれましては、積極的な取組をしていただきたく、重ねてお願いをするものです。

つきましては、各市の契約担当部局と福祉部局とが連携・協力し、庁内の各部局等に障害者就労施設等からの優先的な調達を推進していただきますよう、周知に御協力をお願い申し上げます。

なお、法律の概要につきましては、別添パンフレットのとおりです。



社援発 0125 第 3 号
平成 25 年 1 月 25 日

全国市長会会長 殿

厚生労働省社会・援護局長

村木 厚子

優先調達推進法の周知に関する協力について（依頼）

平素は、障害保健福祉行政に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号。以下「優先調達推進法」という。）につきましては、平成 24 年 4 月 18 日に衆議院厚生労働委員長から提出され、同月 26 日衆議院で可決、6 月 20 日に参議院で全会一致により可決成立し、同月 27 日に公布され、平成 25 年 4 月 1 日に施行されるところあります。

この法律では、地方公共団体の責務として、障害者就労施設等の受注機会の増大を図るための措置を講ずるよう努めることが定められるとともに、

- ・ 障害者就労施設等から調達を行う物品等及びこの調達の目標について定めた調達方針の作成と公表
 - ・ 当該方針に基づく物品等の調達実績の取りまとめと公表
- が求められております。

地方公共団体における物品等の調達は、様々な分野で行われることから、この法律の施行に際しては、契約主体となり得る全ての行政組織において、優先的な調達に努める責務が課されることに対する理解が不可欠であると考えております。この点につきましては、昨年 10 月に開催しました障害保健福祉関係主管課長会議でも周知のお願いをしているところですが、障害保健福祉関係部局のみならず、契約担当部局をはじめ調達にかかわる全ての部局の取組が必要なことから、重ねてお願いをするものです。

つきましては、全国各市の契約担当部局と福祉部局とが連携・協力し、府内の各部局はもとより、出先機関や関係施設等に対しても同法の理解・周知を図り、障害者就労施設等からの優先的な調達を推進していただきますよう、全国各市に対する周知に御協力をお願い申し上げます。

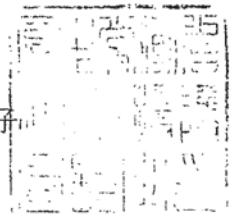
なお、法律の概要につきましては、別添パンフレットのとおりです。



社援発 0131 第 2 号
平成 25 年 1 月 31 日

全国町村会会长 殿

厚生労働省社会・援護局長
村木 厚子



優先調達推進法の周知に関する協力について（依頼）

平素は、障害保健福祉行政に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号。以下「優先調達推進法」という。）につきましては、平成 24 年 4 月 18 日に衆議院厚生労働委員長から提出され、同月 26 日衆議院で可決、6 月 20 日に参議院で全会一致により可決成立し、同月 27 日に公布され、平成 25 年 4 月 1 日に施行されるところであります。

この法律では、地方公共団体の責務として、障害者就労施設等の受注機会の増大を図るための措置を講ずるよう努めることが定められるとともに、

- ・ 障害者就労施設等から調達を行う物品等及びこの調達の目標について定めた調達方針の作成と公表
 - ・ 当該方針に基づく物品等の調達実績の取りまとめと公表
- が求められております。

地方公共団体における物品等の調達は、様々な分野で行われることから、この法律の施行に際しては、契約主体となり得る全ての行政組織において、優先的な調達に努める責務が課されることに対する理解が不可欠であると考えております。この点につきましては、昨年 10 月に開催しました障害保健福祉関係主管課長会議でも周知のお願いをしているところですが、障害保健福祉関係部局のみならず、契約担当部局をはじめ調達にかかわる全ての部局の取組が必要なことから、重ねてお願いをするものです。

つきましては、全国各町村の契約担当部局と福祉部局とが連携・協力し、庁内の各部局等が障害者就労施設等からの優先的な調達を推進していただきますよう、全国各町村に対する周知に御協力をお願い申し上げます。

なお、法律の概要につきましては、別添パンフレットのとおりです。

官公庁における発注の参考事例

印刷	■ポスター ■チラシ ■リーフレット ■資料集 ■案内はがき ■名刺 ■看板 ■カレンダー ■シール ■封筒裏表印刷 ■報告書・冊子 ■各種のぼり・垂れ幕
紙製品	■再生紙封筒・便せん ■手すき和紙 ■各種はがき ■しおり ■レターセット ■書類保管箱 ■リサイクルトイレットペーパー・ティッシュペーパー
ゴム印等	■ゴム印、ネームプレート(木製看板) ■アクリル・木工・ガラス製品彫刻加工
食品類	■クッキー・ケーキ・焼き菓子 ■パン ■弁当 ■食品加工品 ■麺類(うどん・そば等) ■椎茸製品
記念品・小物雑貨	■賞状額 ■陶器(湯呑、花器等) ■フォトフレーム ■時計 ■冠婚葬祭記念品 ■各種おもちゃ(木工玩具等) ■スポーツイベントのグッズ、記念品、ユニフォーム ■木製ボールペン ■木製名刺 ■漆器(お盆、宝石箱オルゴール、小物入)
生活雑貨	■ぞうきん ■ふきん、マット ■コースター ■ごみ袋 ■石鹼各種(粉、液体、固形)
木製家具等	■木製家具 ■椅子・机 ■プランター ■花台・花立
農作物等	■花苗 ■国道除草効果花苗(グランドカバー) ■米 ■ハーブ ■野菜等の生産・販売(例:学校給食用) ■園芸資材
縫製品等	■軍手・手袋各種 ■靴下各種 ■介護用衣類 ■ウエス ■制服・白衣 ■ネーム刺繡 ■まくら等寝具
介護等用品	■車いす・杖等 ■点字ブロック
防災用品	■防災用品(防災頭巾・消火バケツ・非常用トイレ等) ■カンパン、レトルト食品等非常食
リース・レンタル	■観葉植物等リース ■介護ベッド等レンタル
リサイクル	■洗びん ■リサイクルごみ回収 ■生ごみ処理
役務	■クリーニング ■リネンサプライ ■郵便物の封入 ■施設、公園の除草作業・管理業務 ■テープ起こし ■建物、公園の清掃作業 ■文書の廃棄(シュレッダー) ■クリーン(清掃)サービス ■賞状等の毛筆筆耕 ■袋詰、包装、シール貼り、縫製作業 ■点字出版物製作 ■駐車場・駐輪場の管理 ■公用車の洗車 ■小型電子機器の回収・解体 ■売店・レストラン等の委託

※ 地域の実情を勘案して、官公庁と事業所団体の意見交換会を開催することも有効である。
(民需への拡大も考慮して、商工団体等も交えた取組がさらに有益。)

障害者の「働く場」に対する発注促進税制の延長（所得税、法人税）

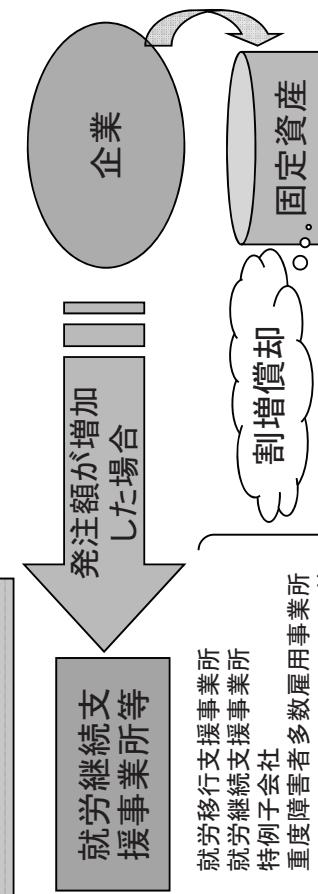
大綱の概要

支援事業所取引金額が増加した場合の3年以内取得資産の割増償却制度について、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行に伴う所要の規定の整備を行った上、その適用期限を2年延長する。

制度の仕組み

- 障害者の「働く場」に対する発注を前年度より増加させた企業について、
企業が有する固定資産の割増償却を認める。
 - ・ 青色申告者である全ての法人又は個人事業主が対象。
 - ・ 固定資産は、事業の用に供されているもののうち、現事業年度を含む3事業年度以内に取得したもの。
 - ・ 割増として償却される限度額は前年度からの発注増加額(※)。
 - ・ (※)固定資産の普通償却限度額の30%を限度とする。
 - ・ 5年間の時限措置から2年延長
 - ・ 企業(法人)：平成20年4月1日～25年3月31日 → 27年3月31日
個人事業主：平成21年1月1日～25年12月31日 → 27年12月31日

イメージ図



現事業年度を含む3事業年度以内に
取得したものが対象

税制優遇の対象となる障害者の「働く場」

- 税制優遇の対象となる障害者の「働く場」
 - ・ 就労移行支援事業所
 - ・ 就労継続支援事業所(A型・B型)
 - ・ 生活介護事業所
 - ・ 生活介護施設(生活介護又は就労移行支援を行う事業所)
 - ・ 地域活動支援センター
 - ・ 障害者雇用促進法の特例会社
 - ・ 重度障害者多数雇用事業所

$$\text{償却限度額} = \frac{\text{前年度からの発注増加額(※)}}{\text{対象となる固定資産の普通償却限度額の } 30\%} + \text{普通償却限度額}$$

(※)を限度とする。

【具体例】

$$\begin{aligned} \text{償却限度額} &= \frac{\text{前年度からの発注増加額(※)}}{\text{対象となる固定資産の普通償却限度額の } 30\%} + \text{普通償却限度額} \\ &\quad \left[\begin{array}{l} \cdot \text{固定資産が } 1,000 \text{ 万円 (償却期間10年、定額法)} \\ \cdot \text{発注増加額が } 20 \text{ 万円の場合} \\ \text{普通償却限度額 (1)} = 1,000 \text{ 万円} \times 10\% = 100 \text{ 万円} \\ \text{発注増加額 (2)} = 20 \text{ 万円} \\ (\text{合計}) \text{ 傷却限度額 } ((1) + (2)) = 120 \text{ 万円} \end{array} \right] \\ &\quad \left[\begin{array}{l} \text{例えば発注増加額が } 50 \text{ 万円の場合、減価償却資産の普通償却限度額 } (100 \text{ 万円}) \text{ の } 30\% (30 \text{ 万円}) \text{ が限度となるため、償却限度額は } 130 \text{ 万円となる。} \end{array} \right] \end{aligned}$$

12 訪問系サービスについて

(1) 難病患者等の居宅介護等の利用について

平成25年4月1日に施行される障害者総合支援法において、障害者の定義に難病患者等（治療方法が確立していない疾病その他の特殊な疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者）が追加され、障害福祉サービス等の対象となる。

これまで、難病患者等に対する居宅での支援として、健康局による補助事業（難病患者等居宅生活支援事業）において、難病患者等ホームヘルプサービス事業が実施されているところであるが、障害者の定義に新たに難病患者等が追加されることから、身体障害者手帳の有無にかかわらず、障害程度区分の認定を受け、市町村等の支給決定が行われた者については、総合支援法による居宅介護等を利用することが可能となる。

その際、現行の居宅介護等のサービスの対象に追加されるものであることから、居宅介護等にかかる報酬単価や国庫負担基準については、新たに設定するものではないので留意いただきとともに、管内市区町村に対し、周知をお願いする。

なお、難病患者等ホームヘルパー養成研修事業については、難病患者への実践的な対応を含めて行うことが効果的であるため、引き続き、健康局において実施することとなるので、併せてご留意願いたい。

(2) 平成25年度以降のホームヘルパーに係る養成研修について

居宅介護従業者養成研修課程については、介護保険法施行規則第22条の23第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準に規定されている課程を準用しているところであるが、先般、介護保険法施行規則の一部改正、介護保険法施行規則第22条の23第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準の全部改正が行われたところである。

これに伴い、現行の居宅介護従業者養成研修については、居宅介護職員初任者研修（仮称）及び障害者居宅介護従業者基礎研修（仮称）として新たに下記の通り実施することとしたので、御了知の上、実施又は研修実施機関を指定する際には十分留意するとともに、管内市区町村をはじめ、関係者、関係団体等に対し、その周知をお願いする。

① 居宅介護職員初任者研修（仮称）

居宅介護職員初任者研修（仮称）については、介護保険法施行規則第22条の23第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準の別表を以下のように準用した課程で実施することとする。

介護保険法施行規則第 22 条の 23 第 2 項に規定する厚生労働大臣が定める基準別表に掲げる字句	介護職員初任者研修課程における左欄の読み替え
・老化 (6 時間)	・障害 (6 時間)
・認知症 (6 時間)	・認知症・行動障害 (6 時間)
・障害 (3 時間)	・老化 (3 時間)

なお、平成 25 年 4 月以降、居宅介護職員初任者研修課程（仮称）については、地域生活支援事業の補助対象とする。

② 障害者居宅介護従業者基礎研修（仮称）

居宅介護従業者養成研修 3 級課程については、重度訪問介護従業者養成研修課程の修了者のキャリアアップの観点から必要であること、また、知的障害者・精神障害者が 3 級課程を修了し従業者として従事している事例があり、障害者の就労支援の観点からの配慮が必要であることなどを踏まえ、平成 24 年度以降も 3 級課程の報酬算定上の取扱いを継続しているところである。

居宅介護従業者養成研修 3 級課程は、介護保険法施行規則第 22 条の 23 第 2 項に規定する厚生労働大臣が定める基準別表第 4 を準用して実施されているが、今般、介護職員初任者研修課程に改められたことにより、居宅介護従業者養成研修 3 級課程に代わる障害者居宅介護従業者基礎研修（仮称）を創設することとする。

なお、研修科目及び研修時間数については、現行の居宅介護従業者養成研修 3 級課程の科目及び時間数と同様のものとする。

（3）里親又はファミリーホームにおける居宅介護等の利用について

里親制度及びファミリーホームは、社会的養護を必要とする子どもを、養育者の家庭に迎え入れて養育する「家庭養護」という理念の下に運営されているところであるが、この度、児童が里親又はファミリーホームに委託されており、当該児童が身体等に障害を有している場合で、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護又は短期入所（以下「居宅介護等」という。）を利用する必要と認められる場合については、「里親に委託されている児童が保育所へ入所する場合の取扱いについて」（平成 11 年 8 月 30 日児家第 50 号）を改正し、里親又はファミリーホームにおいて居宅介護等の利用を認めるとともに、居宅介護等に係る費用については、徴収を免除する取扱いとする予定としている。

関連通知については、今年度中にお知らせすることを予定しているので、御了知の上、管内市区町村にその周知をお願いする。

(4) 通院時における同行援護の支給決定について

通院時における同行援護と通院等介助の適用関係については、利用者の利用目的や実状に合わせた支給決定が必要である旨を、平成23年6月30日の障害保健福祉関係主管課長会議においてQ&Aにより、お示ししているところである。

しかしながら、利用者からは、「通院時に視覚障害者の支援に適したサービスを利用するため同行援護の支給申請をしたところ、居宅介護の通院等介助の支給しか認められなかつた」といった声が寄せられているところである。

通院時における居宅介護の通院等介助と同行援護の間には優先順位はなく、通院時のみの同行援護の利用も可能であるので、御了知の上、管内市区町村にその周知をお願いする。（関連資料2（109頁））

(5) 訪問系サービスに係る適切な支給決定事務について

① 支給決定事務における留意事項について

訪問系サービスに係る支給決定事務については、「障害者自立支援法に基づく支給決定事務に係る留意事項について」（平成19年4月13日付事務連絡）において留意すべき事項をお示ししているところであるが、以下の事項について改めて御留意の上、適切に対応していただきたい。

ア 適正かつ公平な支給決定を行うため、市町村においては、あらかじめ支給決定基準（個々の利用者の心身の状況や介護者の状況等に応じた支給量を定める基準）を定めておくこと

イ 支給決定基準の設定に当たっては、国庫負担基準が個々の利用者に対する支給量の上限となるものではないことに留意すること

ウ 支給決定に当たっては、申請のあった障害者等について、障害程度区分のみならず、すべての勘案事項に関する一人ひとりの事情を踏まえて適切に行うこと

また、特に日常生活に支障が生じるおそれがある場合には、個別給付のみならず、地域生活支援事業におけるサービスを含め、利用者一人ひとりの事情を踏まえ、例えば、個別給付であれば、個別に市町村審査会の意見を徴収する等し、いわゆる「非定型ケース」（支給決定基準で定められた支給量によらずに支給決定を行う場合）として取り扱うなど、障害者及び障害児が地域において自立した日常生活を営むことができるよう適切な支給量を決定していただきたい。

② 障害者自立支援法と介護保険法の適用に係る適切な運用について

65歳以上の障害者については、介護保険法が優先的に適用される一方で、サービスの支給量・内容が介護保険制度では十分に確保されない場合には、障害者自立支援法において、その支給量・内容に上乗せしてサービスを受けられる仕組みとなっている。

障害者の中には、A L S（筋萎縮性側索硬化症）や全身性障害などで介護保険制度が想定する加齢に伴う障害を超える重度の障害を持つ方々もいるため、このような方々が十分なサービスを受けられるよう、利用される方々の意向を丁寧に聴取するなど、個々の実態を十分に把握した上で、「障害者自立支援法に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係等について」（平成19年3月28日障企発第0328002号・障障発第0328002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長・障害福祉課長連名通知）を踏まえ、介護保険法によるサービスの支給量・内容では十分なサービスが受けられない場合には、障害者自立支援法において、その支給量・内容に上乗せしてサービスを受けられるようにするなど、適切な運用に努められたい。

③ 重度訪問介護等の適切な支給決定について

重度訪問介護等に係る支給決定事務については、「重度訪問介護等の適正な支給決定について」（平成19年2月16日付事務連絡）において留意すべき事項をお示ししているところであるが、以下の事項について改めて御留意の上、対応していただきたい。

ア 平成21年4月より、重度訪問介護の報酬単価について、サービス提供時間の区分を30分単位に細分化したところであるが、これは、利用者が必要とするサービス量に即した給付とするためのものであり、重度訪問介護の想定している「同一箇所に長時間滞在しサービス提供を行うという業務形態」の変更を意味するものではなく、サービスが1日に複数回行われる場合の1回当たりのサービスについて30分単位等の短時間で行うことを見定しているものではないこと。

イ これまでに、利用者から「短時間かつ1日複数回にわたるサービスで、本来、居宅介護として支給決定されるはずのサービスが重度訪問介護として支給決定を受けたことにより、適切なサービスの提供がされない。」といった声が寄せられているところである。短時間集中的な身体介護を中心とするサービスを1日に複数回行う場合の支給決定については、原則として、重度訪問介護ではなく、居宅介護として支給決定すること。

ウ 「見守りを含めたサービスを希望しているにもかかわらず、見守りを除了した身体介護や家事援助に必要な時間分のみしか重度訪問介護として支給決定を受けられない」といった声も寄せられているところである。重度訪問介護は、比較的長時間にわたり総合的かつ断続的に提供されるものであり、これが1日に複数回提供される場合であっても1回当たりのサービスについては基本的には見守り等を含む比較的長時間にわたる支援を想定しているものであることから、利用者一人ひとりの事情を踏まえて適切な支給量の設定を行うこと。

④ 居宅介護におけるサービス1回当たりの利用可能時間数について

居宅介護は、身体介護や家事援助などの支援を短時間に集中して行う業務

形態を想定しており、必要に応じて、1日に短時間の訪問を複数回行うなど、利用者の生活パターンに合わせた支援を行っているところである。

このため、支給決定事務等に係る事務連絡において、支給決定を行った障害者等に交付する受給者証に、居宅介護についてはサービス1回当たりの利用可能時間数を記載することとしており、また、目安として、サービス1回当たりの標準利用可能時間数を「身体介護3時間まで、家事援助1.5時間まで」と示しているところである。

支給決定に当たっては、申請のあった障害者等について、一人ひとりの事情を踏まえて適切に行うことが必要であり、居宅介護のサービス1回当たりの利用可能時間数についても、標準利用可能時間数を一律に適用するのではなく、必要な場合は、標準利用可能時間数を超える時間数を設定するなど、一人ひとりの事情を踏まえた支給決定をすることが必要であることに留意されたい。

また、平成24年度報酬改定において、利用者のニーズに応じた家事援助サービスが提供され、より多くの利用者が家事援助を利用することができるよう、居宅介護の家事援助の時間区分を30分間隔の区分けから15分間隔の区分けへと見直し、実態に応じたきめ細やかな評価を行うこととしたところであるが、支給決定に当たっては、これまでどおり一人ひとりの事情を踏まえた支給決定をすることに変わりはないものである。

なお、国庫負担基準については、区分間の流用が可能であるにもかかわらず、そのことを十分に理解されていない市区町村もある。平成23年度以降新たに設定された同行援護や、通院等介助の身体介護を伴う場合なども含め、全ての区分間での流用が従来より可能であるので、御了知の上、改めて管内市区町村にその周知をお願いする。

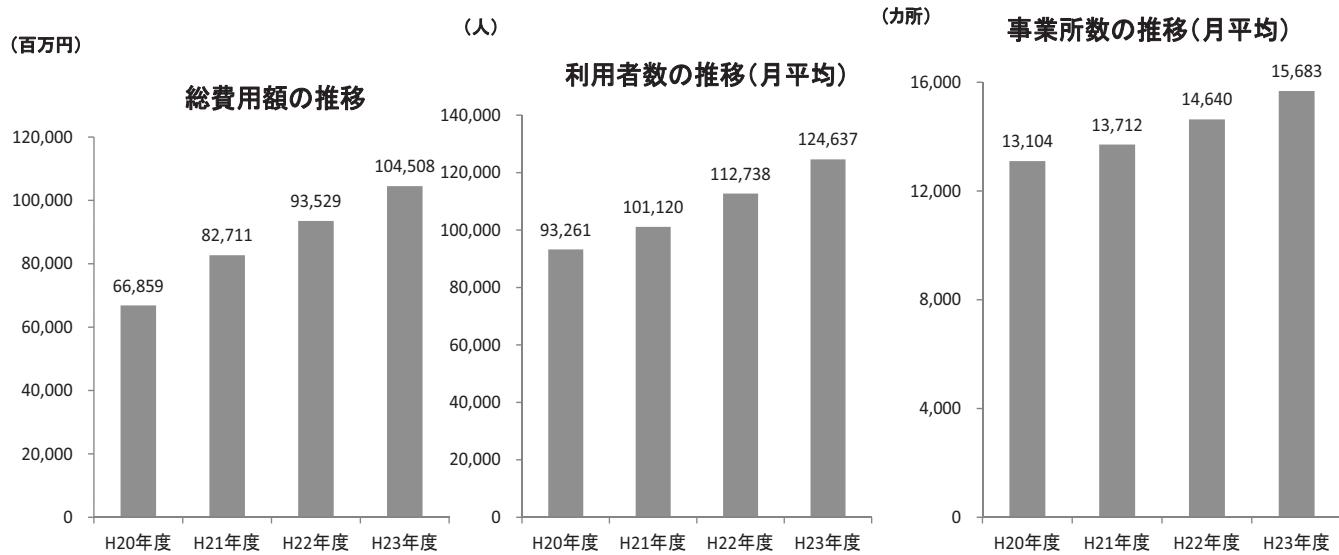
(6) その他

重度訪問介護等の利用促進に係る市町村支援事業について

「重度訪問介護等の利用促進に係る市町村支援事業」については、平成24年度より、従来の基金事業の内容等を踏襲し、継続性を確保しつつ、補助金としたところであるが、平成25年度についても、引き続き、同じ内容で継続するものであるので、御了知願いたい。なお、その際、地域生活支援事業「重度障害者に係る市町村特別支援事業」を優先的に適用していただくこととなるので、御留意願いたい。

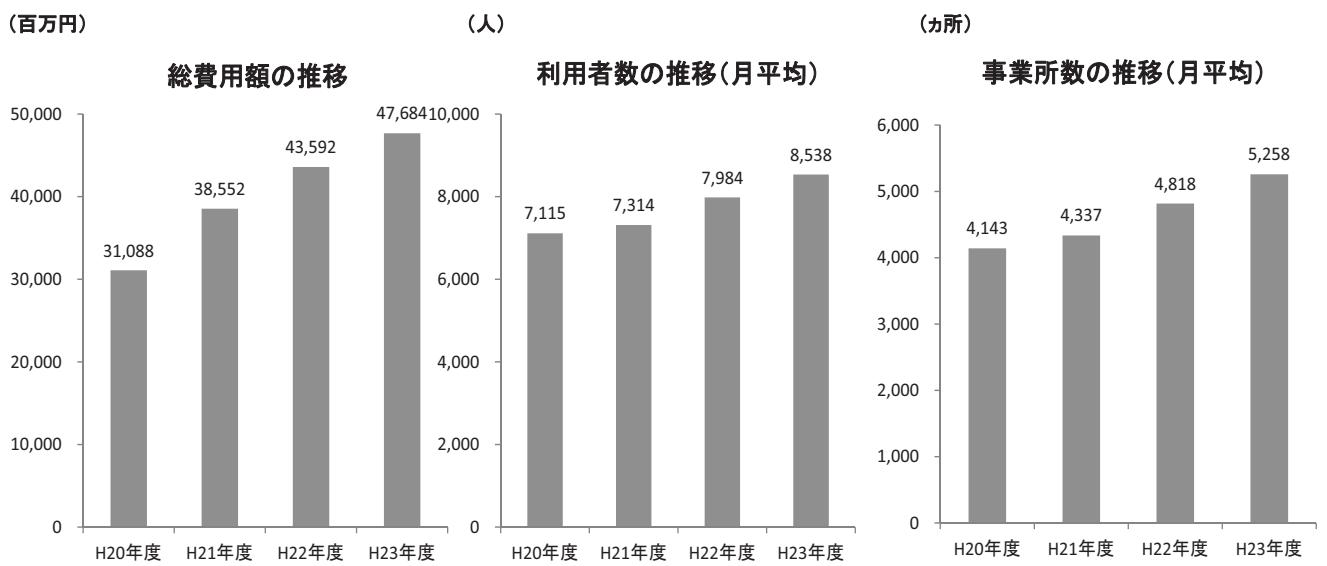
訪問系サービスの現状について

①居宅介護



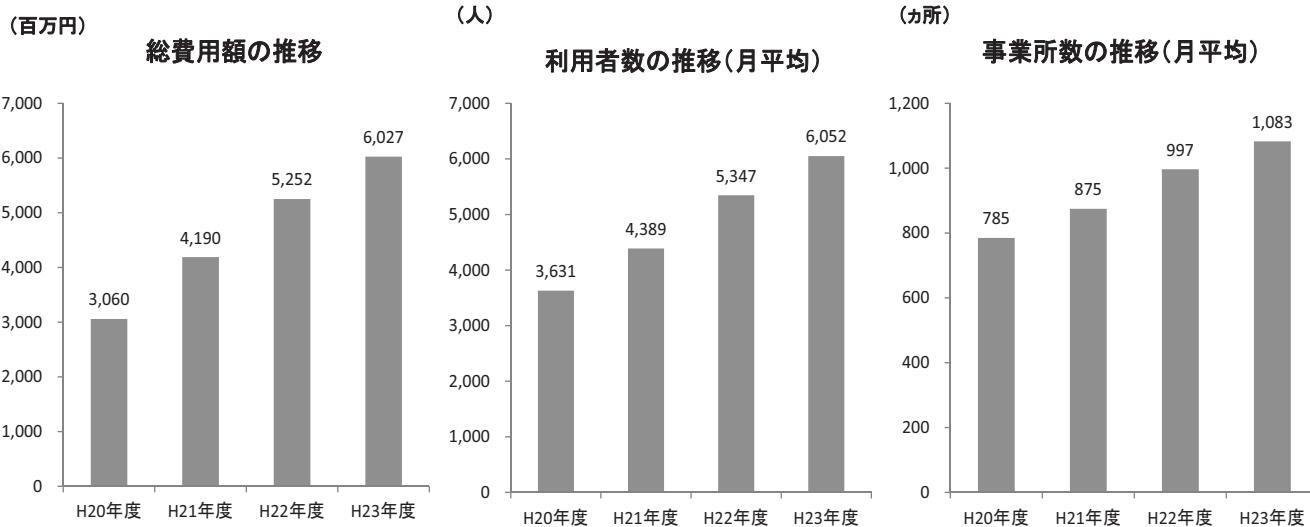
※出所:国保連データ

②重度訪問介護



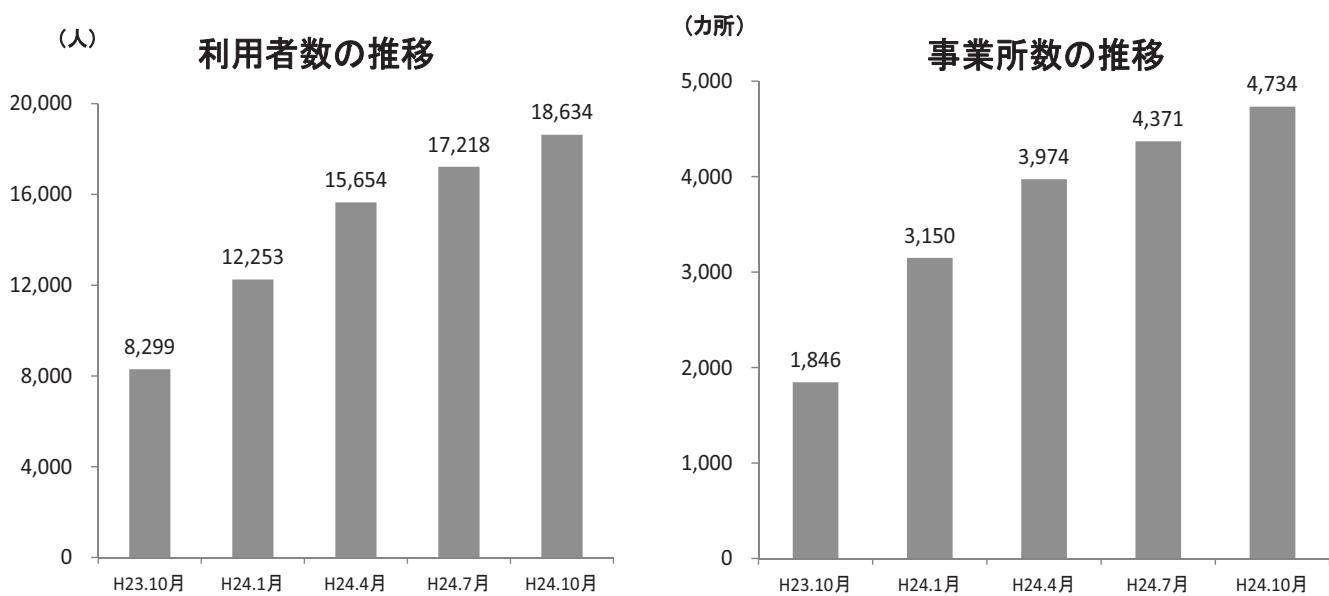
※出所:国保連データ

③行動援護



※出所:国保連データ

④同行援護



○同行援護は平成23年10月より始まったため、現時点では年間の総費用額は算出されていない。

※出所:国保連データ

同行援護に係るQ & A 新旧対照表

- 同行援護と通院等介助の適用関係に係るQ & Aについては、平成23年6月30日の障害保健福祉関係主管課長会議で以下のようにお示ししているところである。

(旧)

分類	質問の内容	現段階の考え方
2 支援の範囲	病院への通院において、同行援護における外出支援と居宅介護における通院等介助とは、どちらが優先されると考えれば良いのか。	利用者の利用目的や実状にあわせた支給決定が必要である。

- 今般、同行援護の適切な運用について、病院への通院に係る同行援護と居宅介護におけるQ & Aについて、考え方を以下のように改める。

(新)

分類	質問の内容	現段階の考え方
2 支援の範囲	病院への通院において、同行援護における外出支援と居宅介護における通院等介助とは、どちらが優先されると考えれば良いのか。 また、通院のみの同行援護の利用も可能か。	同行援護とするか通院等介助（自立支援給付）とするかについて、優先関係はない。視覚障害者が通院と合わせて別の目的で利用するなど、利用目的や実状に合わせ、支給申請書やサービス等利用計画を踏まえた支給決定が必要である。 なお、通院のみの同行援護の利用も可能である。

13 障害児支援について

(1) 児童発達支援センター等の機能強化等について

平成24年4月の改正児童福祉法等の施行により、従来障害種別で分かれていた施設体系が一元化され、身近な地域で適切な支援を提供する児童発達支援センターが障害児に対する支援の拠点と位置づけられたところである。

また、児童発達支援センターにおいて、法施行から3年後（平成27年4月）を目途に、地域で暮らす障害児やその家族、近隣の施設や事業所に対する支援（地域支援）を実施していただくこととしている。

なお、児童発達支援センターにおける地域支援の実施については、地域の実情に応じて柔軟に対応できるよう保育所等訪問支援や障害児相談支援などの個別給付のほか、巡回支援専門員整備事業等の国庫補助事業、障害児等療育支援事業などの地方単独事業の活用等を図ることも可能と考えている。

このため、厚生労働省においては、児童発達支援センターにおける地域支援体制の整備を図るため、平成24年度より「障害児支援体制整備事業」を地域生活支援事業の市町村事業として実施しており、児童発達支援センターに相談支援等を行う専門職を配置するとともに、障害児通所支援を利用していられない障害児及びその家族が気軽に利用できる場の確保や親同士の交流等を推進している。

さらに、平成25年度予算案においては、児童発達支援センター等の一層の機能強化等を図るため、都道府県等の広域的かつ効果的な指導の下、個々のセンター等の有する特徴に応じて、多障害対応や支援困難事例等への対応、早期かつ専門的な対応の機能強化の計画的な推進を図るとともに、地域の障害児支援の取組の充実を図る事業など多様な地域支援を推進する事業を盛り込んだところである。（関連資料1（116頁））

各都道府県等においては、管内市町村及び施設関係者等に対して、こうした事業の積極的な活用を促すなどの対応をお願いしたい。

また、障害者支援施設や障害福祉サービス事業所等において、地域支援の拠点としての体制強化を図り、体制整備の初度的内容であって地域の実情に合わせた柔軟な取組を推進する必要があることから、同様に上記事業の対象とすることとする。

各都道府県におかれては、管内市町村の児童発達支援センター等の状況、地域の実情やニーズ等を勘案し、本事業の積極的な活用を図っていただくようお願いしたい。

なお、児童発達支援センターの地域支援の実施方法等の詳細については、今年度内に取りまとめられる予定の「発達障害者支援センター運営マニュアル」（126頁）の内容等を踏まえ、通知を発出する予定としている。

(2) 新体系定着支援事業について

新体系サービス移行後の事業所の安定的な運営の確保のための支援として、計画的に経営改善に取り組む事業所に対して、運営費の助成を行ってきたところである（新体系定着支援事業）。

本事業は、平成24年度限りのものであり、現在、事業の終了に向けて、各都道府県においては各事業所に対する支援や助言を行っていただいているところである。各都道府県におかれでは、助成終了後も継続して安定的な事業運営を確保できるよう、例えば、次のような対策を組み合わせることにより、事業所ごとの状況に応じた具体的な経営改善のための支援策を検討・実施願いたい。

- ・ 平均利用人数が定員規模を下回っている場合には、事業所の従来の定員規模を見直すことにより、高い報酬が算定できる場合があること。
- ・ 人材に余力がある場合においては、保育所等訪問支援の実施など設備投資が必要ないものを中心に新たな事業実施を検討する。
- ・ 特に、平成25年度予算案における都道府県地域生活支援事業で、地域での障害児者が利用する事業所の安定的な運営や機能強化等を目的とした「児童発達支援センター等の機能強化等（案）」を新たに盛り込んだところであり、上記の対応と併せて本事業の積極的な活用を図る。

なお、事業所体制等の見直しにより、新たに障害児通所給付費等に加算される単位数の増加が見込まれる場合は、都道府県等に対し障害児通所給付費等の算定に係る体制等に関する届出書の提出が必要となるが、事業所が本年4月からの加算を希望する場合は、前月の15日までに届け出を行う必要があるため、都道府県等におかれでは、これらの事業所が加算の支払いに間に合うよう、周知徹底をお願いしたい。

(3) 重症心身障害児者の地域生活モデル事業について

平成24年度より、重症心身障害児者及びその家族が安心、安全に地域でいきいきと暮らせるよう、効果的なサービスの利用や医療、保健、福祉、教育等の関係施設・機関の連携の在り方等について、先進的な取組を行う団体等に対して助成を行い、併せて地域住民に対する理解促進や障害福祉サービス事業所等に対する支援を行うことにより、在宅の重症心身障害児者に対する地域支援の向上を図る重症心身障害児者の地域生活モデル事業を実施しているところである。

平成24年度は5団体により事業を実施しており、各団体からの報告を踏まえて、年度内に有識者等の検討委員会による報告書を取りまとめ、公表を予定しているところである。（関連資料2（117頁））

報告書については、在宅の重症心身障害児者のための地域生活支援を実施するために幅広く活用されるよう、取組の具体的なノウハウをまとめる方向で検討しており、各地方公共団体においてはその内容を参考としていただくとともに、管内の関係機関や関係団体等に周知していただき、在宅の重症心